

## 京都市美術館におけるサイン設計等業務仕様書

## 1 委託業務名

京都市美術館におけるサイン設計等業務

## 2 委託目的

京都市美術館は昭和3年（1928年）に举行された昭和天皇即位の大礼を記念して昭和8年に開設された。現在の建物は、公立美術館としては創建当時のまま現存する国内最古の建物であり、近代建築として高く評価されている。

一方、開設から80年以上が経過し、建物・設備の老朽化やスペースの不足等の理由から、平成29年度から京都市美術館再整備工事に着手している。

本業務は、京都市美術館再整備に伴い新たに設置するサインについて、来館者の案内・誘導を円滑にするためのサイン計画の策定及び設計を行うとともに、リニューアルオープンに向けて新たに調達する備品について、トータルデザイン及び設計を行うこと、音響環境の検証及び検討を目的とするものである。

## 3 委託期間

契約の日の翌日から平成31年3月29日まで

※ただし、業務内容ごとの履行期限は「7 検査及び検収」のとおり。

## 4 委託業務内容

## (1) サイン計画の策定

参考1 サインリスト及び参考2-1 サイン配置計画素案（主要サインのみ記載）及び参考2-2 導線計画素案を参照のうえ、サインのデザイン、設置リスト、配置計画等を含むサイン計画（導線計画を含む。）を策定すること。

なお、サイン計画には以下の種別等を確定したものを含むこと。

- ・種別…館名サイン、外構案内表示、総合案内表示、施設誘導表示、展示・イベント案内、マップ、避難経路、室内表示、搬出入誘導表示等
- ・形式…壁付、自立、可動式、デジタルサイネージ等
- ・照明…内照式、外照式及び電源・配管等
- ・下地基礎…下地補強、取付下地等

また、デザインに当たっては、視認性に配慮しつつ、再整備後の京都市美術館の意匠や景観との調和がとれたものにする。

なお、敷地外部に面するサインの検討にあたっては、屋外広告物規制区域（第2種地域）の許可基準に則した計画とすること。

<屋外広告物規制区域（第2種地域）の許可基準概要図>

[http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000101/101621/\\_2syu.pdf](http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000101/101621/_2syu.pdf)

## (2) サインの製作及び設置に係る発注図書案の作成

サイン計画に基づく全てのサインの製作及び設置に関する発注図書案（定着型：約1億2,000万円、可動型：約2,000万円の見込みで別発注を予定）を作成すること。

なお、発注図書案の様式は不問とするが、以下の事項は必ず含めること。

### ア 設置箇所図

サイン設置予定箇所について、美術館の敷地図、平面図及び展開図（壁付形式のものに限る。）に丸数字をプロットするとともに、その数字と一致するよう、発注図書案中ではナンバリングを行うこととする。

既設のサイン及び館名表示のうち、修正が必要なサインは、デザイン及び文案の見直しをすることとする。

### イ 形状・寸法・素材・デザイン・設置方法

全てのサインについて、形状・寸法・素材・デザイン・設置方法及び上記4(1)の種別、形式、照明、下地基礎等を明確にした資料を作成すること。また、設置方法等については京都市美術館再整備工事の請負業者と十分な調整が必要であり、重量の大きいもの等については、本市からの依頼により基礎や支柱等の強度計算書を作成すること。

屋外サインにおいては、その立面・断面・基礎の形状を詳細資料として併せて提出すること。特に表示面積の大きいものや来館者がもたれかかるなど接触が懸念されるサインについては、別途、構造計算の結果を求めることがある。

### ウ 文案

日本語と併せて外国語（英語、中国語（簡体字）、韓国語）を併記するサインについては、それぞれの翻訳文案を作成すること。

なお、サインごとに併記する言語については、本市において決定し、別途指示するため、発注図書案に反映させること。

### エ 詳細設計

#### (ア) サインごとの詳細な実施設計図の作成

- ・仕様書、仕上表
- ・詳細設計図
- ・電気照明設備図
- ・装置システム実施図、機器使用表
- ・イメージパース
- ・その他必要な詳細図

#### (イ) 設置工程表、予算内訳書の作成

- ・設置工程表
- ・予算内訳書（全てのサインの製作及び設置に要する経費見積）

※ 3社以上の者から見積書を徴すること。

### (3) 備品等のトータルデザイン

京都市美術館がリニューアルオープンに向けて新たに調達する備品等について、建物の内装や意匠との統一性やレイアウト上の綿密な調整に配慮したトータルデザインを行う。

#### ア 調達備品の選定

調達備品をリストアップし、既製品と特注品の選定を行うこと。そのうえで備品等設置予定箇所について、美術館の平面図に丸数字をプロットするとともに、その数字と一致するよう、調達案件リストにナンバリングを行うこと。

##### 《想定している既製品》

展示用備品（ローリングタワー、電動リフト、フック・ハンガー等）、映像音響機器（プロジェクター、スピーカー、スクリーン等/講演室、大展示室、北中庭）、什器・テーブル・椅子・書庫棚（倉庫、事務室等のバックヤード）、コインロッカー、傘立てなど

##### 《想定している特注品》

総合案内カウンター、チケットカウンター、可動式カウンター（案内、もぎり、オーディオ貸出等）、屋内外ベンチ、什器類（来館者利用）、遮光カーテン・ロールスクリーン、備品収納棚、ベルトパーテーションなど

#### イ 仕様の検討

上述アで選定した調達備品の仕様の検討を行うこと。

#### ウ 予算内訳書（経費見積）の作成

上述アで選定した調達備品に係る経費を算出し、内訳書を作成すること。（備品ごとに2社以上の者から見積書を徴すること。）

#### エ 特注品の設計及び発注図書案の作成

上述アで選定した特注品に関して、設計を行い、発注図書案を作成すること。

### (4) 音響環境の検証及び検討

レセプション等での使用を想定している本館1階の大展示室及び北中庭、新館地下1階の講演室については、音響環境を十分に検証（残響時間予測のシュミレーション等）したうえで、デザインの統一性だけでなく、吸音・反射性能を持つ備品の選定を検討するなど、備品を活用した音響環境改善の提案をまとめること。

## 5 打合せの回数（見込み）

打合せ内容	契約月 ～平成30年9月	平成30年10月 ～平成31年3月	場所
上記4(1), (2), (3)ア～ウ, (4)の業務	2週間に1回程度		京都市美術館
上記4(3)エの業務		1箇月に1回程度	京都市美術館

なお、必要に応じて京都市美術館再整備工事の請負業者が開催する定例会議（美術館再整備工事の施工内容を検討し、方針決定を行うために定期的開催する会議）に出席し、サイン計画及び設計内容について、京都市美術館再整備工事の請負業者に対して説明及び質疑回答を行うこと。

## 6 業務遂行上の留意点

- (1) 受託者は、業務着手に先立ち、本市と調整のうえ、作業工程表（作業の具体的な日時が分かるもの）を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 業務の実施に当たっては、逐次本市と協議を行い、その指示により業務を遂行し、業務の結果については速やかに報告を行うこと。また、電気配線や下地補強等が必要なサイン及び備品等を検討する際には、早期に京都市美術館再整備工事の請負業者と調整を行うこと。

## 7 検査及び検収

受託者は、以下に示す各々の期日までに成果物を提出すること。

※成果物の納品形式については別途協議のうえ、決定する。

- (1) サイン計画（上記4(1)）  
平成30年9月14日までに提出すること。
- (2) サインの製作及び設置に係る発注図書案（上記4(2)）  
平成30年10月1日までに素案を提出し、本市の確認を経て、完成版を平成30年10月15日までに提出すること。
- (3) 備品等のトータルデザイン（調達備品の選定、仕様の検討、予算内訳書（経費見積）の作成に限る。）（上記4(3)ア～ウ）  
平成30年7月20日までに提出すること。
- (4) 備品等のトータルデザイン（特注品の設計及び発注図書案の作成に限る。）（上記4(3)エ）  
平成31年3月29日までに提出すること。
- (5) 音響環境改善計画（上記4(4)）  
平成30年7月20日までに提出すること。

## 8 委託料の支払条件

全ての業務の履行確認後に支払う。

## 9 その他

- (1) 権利の帰属  
成果物及び成果物を作成する過程で発生する著作権は、すべて本市に帰属する。
- (2) 秘密の保持  
受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を第三者に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
- (3) その他  
この仕様書の定めのない事項であっても、業務遂行上当然必要な事項については、誠意をもって実施すること。また、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに本市と協議しその指示に従うこと。